

## 医療介護 DX (2)

text by Takeshi Karasawa  
文 唐澤 剛

今回、医療介護DXの続きです。令和5年6月2日、国の医療DX推進本部決定の工程表では、以下のように、①マイナンバーカードの健康保険証との一体化、②全国医療情報プラットフォームの構築、③電子カルテ情報の標準化等、④診療報酬改定DX、⑤医療DXの実施主体の5つの目標が決定されています。

②全国医療情報プラットフォームの構築に関する工程表（○は工程表の決定事項）

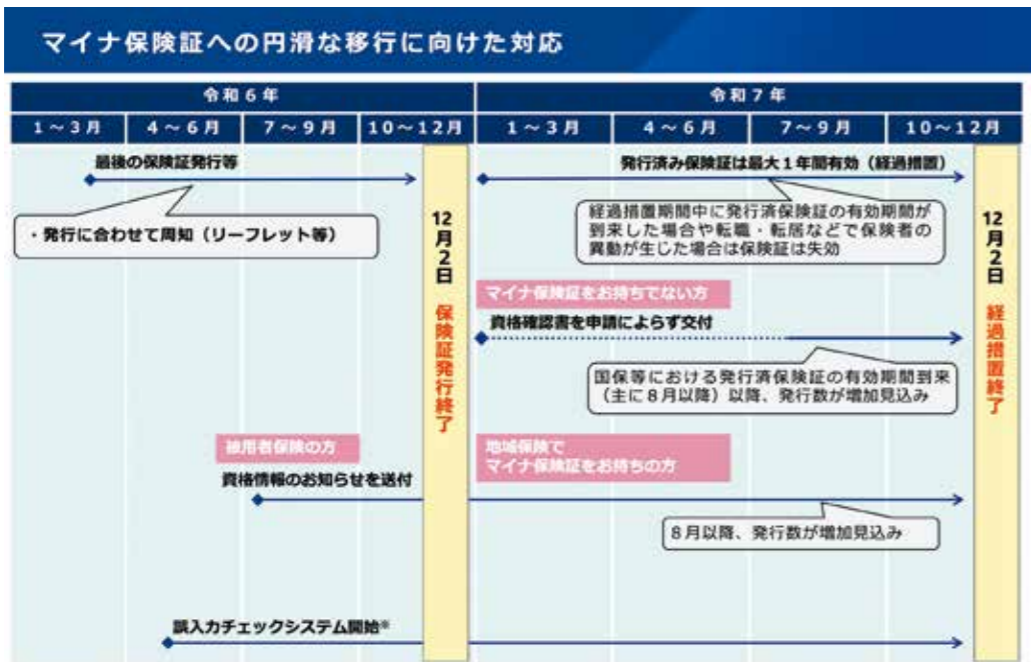
このプラットフォームができれば、私たちは、病院から検査データをお借りして高度専門病院に持ち歩かなくてもよくなりますし、意識を失って救急で運ばれた場合でも、能登半島地震のような大きな災害が起こった場合でも、医療機関は、アレルギーや既往症など重要な情報をこのプラットフォームから得ることができ、その利便性はとても大きなものとなりますが、プラットフォーム

の構築は医療DXの最終目標とも言えるものですから、その構築にはなお大きな努力が必要です。

- オンライン資格確認等システムを拡充し、全国医療情報プラットフォームを構築。
- 2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築し、共有する情報を拡大。
- 併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバーカードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応。
- 2024年度中に、自治体の実施事業に係る手続きの際に必要な診断書等について、電子による提出を実現。
- 民間PHR事業者団体やアカデミアと連携したライフログデータの標準化や流通基盤の構築等を通じ、ユースケースの創出支援。
- 全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用について、そのデータ提供の方針、信頼性確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上あり得る課題等の論点について整理し検討するため、2023年度中に検討体制を構築。

①マイナンバーカードの健康保険証との一体化の加速等  
健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が閣議決定・公布され

③電子カルテ情報の標準化等に関する工程表  
○2023年度に透視情報及びアレルギーの原因となる物質のコード情報について、2024年度に蘇生処置等の関連情報や歯科・看護等の領域における関連情報について、共有を目指す標準規格化。



2024年度中に、特に救急時に有用な情報等の拡充を進めるとともに、救急時に医療機関において患者の必要な医療情報が速やかに閲覧できる仕組みを整備。薬局との情報共有のため、必要な標準規格への対応等を検討

○標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度中に開発に着手。電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策の検討。

○遅くとも2030年

④診療報酬改定DXに関する工程表  
○2024年度に医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善・提供して共通コストを削減。2026年度に共通算定モジュールを本格的に提供。共通算定モジュールを実装した標準型レセコンや標準型電子カルテの提供により、医療機関等のシステムを抜本的に改革し、医療機関等の間接コストを極小化。

○診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しについては、令和6年度改正から、改定実施時期を6月からとすることになりました。薬価基準改正については、従来通り4月実施のままです。

⑤医療DXの実施主体  
社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組することとし、具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。



### Profile

佐久大学客員教授・大阪河崎リハビリテーション大学客員教授  
1956年長野県安曇野市生。1980年早稲田大学政治経済学部卒業。同年厚生省に入省。2014年厚生労働省保険局長、2016年内閣官房地方創生総括官、2018年退官。2021年より、社会福祉法人サン・ビジョン理事長。